

2019年8月27日（火）

上野政務官口利き疑惑 野党合同ヒアリング
省庁出席者

■厚生労働省
大臣官房人事課人事企画官

吉田 慎

■法務省
大臣官房秘書課秘書課付
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

神渡 史仁
根岸 功

上野宏史厚労政務官と政策秘書A氏の会話起こし（令和元年6月19日議員会館執務室）

週刊文春編集部作成

上野）（聞き取り不明）ちゃんと処理しましたか？

秘書）どのように・・・・いちおう今後・・・

上野）ぼくが返すことになっているんですよ。ぼくがネオキャリアの西澤さんって社長と交渉することになっている。

秘書）こちらに赤線が引いてあるのは連絡済みになっている・・・

上野）なんで連絡したんですか？

秘書）え・・・

上野）教えてくれって言っていたのに。

秘書）一件、一件、こうやってくる・・・ネオキャリってこういう契約の件って

上野）（秘書の発言に被さるように）そんなこと言う？必要ないじゃないですか。

秘書）知らなかつたんで

上野）知らないは知らないで関係なくて、ぼくはだって法務省との（聞き取り不明）教えてくれって言ったじゃないですか。0:56

なんでぼくに教えてないって判断したんですか？

秘書）いや、すいまんせん、そこはちょっと認識がなくて。

上野）認識がないからなんて、毎回僕だって、陳情の案件は勝手に返さないで絶対教えてくれって、僕、言ってるじゃないですか。

秘書）もちろんですね、結果を・・・その・・・・あの時の認識だと、うまくいなかない場合は言ってくれということで・・・

上野）いや、違うよ。全部、それはその今決まっているやつよりも早く決まっているやつの実績をうちが作ってあげて、その分うちは交渉して、これ（ネオキャリ関係者を？）党費に充てようと思って。100人だから200万円で家族党员1000人分に充てることになってたお金なんんですけど。

秘書）はい。その件はちょっと私知り・・・

上野）いや、そんなことを言う事もなく、教えてくれって言っているんだから。なんで勝手な判断で勝手に伝えるんですか？これ、僕何度も言っているし、その紙に書いて貼っ

といてくれつと言ったし・・・なんで勝手に返すんですか？教えてくれって言っているのに。それ、全く理解できないんですけど。なんですか？それをまず明らかにしましょう。

こんな（聞き取り不明）なんか（2:13）なんでAさんに言われて、はいはい、僕が会いに行くんですか？Aさんが僕の言う事も聞かないのに。はいはい会いましょうねと、なんで僕が言われないといけないんですか？

秘書) えーと・・・これは代議士あてにこられる・・・

上野) Aさんが会ってき、ノタウイルスでも何でもさ、定期接種かしたら良いじゃないですか。交渉して・・・

秘書) それはちょっと話が違うと思うんですけど・・・

上野) 違わないよ。なんで、僕がAさんに言われて、はいはいと、僕が会うんですか？

知らないですよ。そんなもん。（聞き取り不明） 2:43

ちょっと今入金入れのそれ、やらないといけないから教えてください、状況を。

秘書) はい、状況は・・・この赤で引いたものは伝えております。

上野) 伝えたんじやなくて、どう伝えたんですか？全部教えてください、僕に。これ、全部説明しないといけないから。これ、僕の案件なんだから。

秘書) じゃ、コピーを・・・

上野) どれでも良いです。Aさんが説明できるやり方でやってください。

上野) 1個1個、僕が説明しないといけない案件だから、ちゃんと教えてください。

秘書) はい。

上野) 渡すときはトジタ？方が良いです。

秘書) はい、すいません。

秘書) こちらは不許可ということでかえってきてまして、

上野) 3月13日（?4：10）が不許可ですね？

秘書) そうです。

上野) これまで連絡なかったんですね？ネオキャリアに？

秘書) なかつたです。

上野) 許可か不許可明らかになっているんですね？

秘書) はい。

上野) それをいつ、どう伝えたんですか？

秘書) これは6月13日に伝えています。

ないよ。全く。言ったこと聞かない理由が。全く分かんない。

秘書) お金が絡んでいる話・・・

上野) 関係ないよ！そんなの！

なに、じゃあお金が絡んでなければ、上司のいう事を聞かなくて良いの？

秘書) いや、そういうことじゃなくて・・・

上野) ちがうでしょ。

秘書) 代議士もお忙しいなかで・・・

上野) だから、それをなんで勝手な判断するんだって言ってんだ。教えてくれって言ってんのにさ。忙しそうだから勝手にやりましたって、そんなの理屈じゃんないよ。

ちゃんと報告して議員本人から相手の社長に返すって言っているのに、忙しいそしたら勝手にやっておきましたってそんなの通ると思っているの？普通の組織で。

秘書) 代議士から直接社長に返すって話は聞いていなかったです。

上野) 返すにきまつてんじやん。社長もいたでしょ、そこに？

秘書) いましたけど、窓口はこの古谷さんという方を紹介されて・・・

上野) 違うよ。返せって、本人に教えろって毎回言っているじやん。なんで、それ、勝手な判断するわけ？窓口の人がいたからその人に返しましたって。

毎回言っているじやない。陳情は勝手に返さずに、返し方も含めて僕が考えるから。

必ずぼくのところに戻してよって。もう5回も10回も言っているじやない。

違う？言っていない？忘れた？何なの？これは何なの？これは？

秘書) それはあの・・・

上野) 僕の言っている日本語が分からぬのか、忘れたのか、フザけてんのか、

秘書) 私なりに一生懸命やって・・・

上野) 足をひっぱりたいのか・・・

秘書) いえ・・・

上野) 中曾根事務所のスパイなのか（笑）・・・

なんだよ（物をたたきつけるような音が聞こえる）

なんなんだよ。なんなんだこて、書いたんじやないのか、これ。

（紙を引き裂くような音が聞こえる）

ここに来て読んでみろよ、これ。何なんだよ、これ。何て書いてあるんだよ。

自分で書いたんじやないの？

秘書) 書きました。

上野) どういう意味？ どういう意味だって聞いているんだよ。

秘書) 読んだままですけど・・・

上野) 言えよ！

秘書) 代議士に報告する前に

上野) じゃあなんでしないの？なんでしないで良いと思った？

毎回しろって言っているのに、今回は良いと思ったの？

それちゃんと詰めなきやまたやるでしょ？ これなんで？

なんで勝手にやって良いと思った？

秘書) 窓口の方とも・・・

上野) たまたま知っていたからでしょう？あの時も、僕が紹介しないと知らないよね？

じゃ一返せっていうことだよ。なんで紹介したから直接返して良いと思うわけ？

俺、言ってないでしょ？頼まれた陳情者の仕事は返す前に議員に報告って書いてあるんじゃないの？自分で？

秘書) この手の類・・・

上野) この手の類ってなんだよ！誰が判断するんだよ！この手の類って！

秘書) 在留資格に関しては・・・

上野) 何で、在留資格に関しては返して良いと思うわけ？言えよ、ちゃんと！

在留資格だから勝手に返して良いですか？て了解取れば良いじゃん。

秘書) あまりにも遅くなるようなものに関しては言ってくれということかと・・・

上野) 違うよ、全部教えろって書いてあるじゃない。何で在留資格は勝手に返して良いと思うわけ？なんで？

そんなこと毎回言わないといけないの？いろんな陳情がくるけどさ。

パーキンソン病のことは教えてね、全部教えてねって毎回頼まなきやいけないの？

パーキンソン病のことは良いと思いましたって、勝手に返したわけ？何なの？

全部教えてって言っているじゃん。どういう意味なの？全く分からんないんだけど。

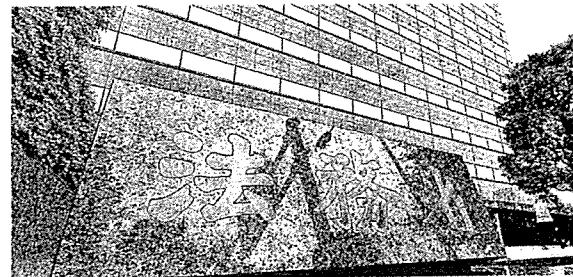
なんで、在留資格の件は勝手に返して良いと思っているの？全部教えろって言っているのに。

秘書) すいません、忘れていました。

あの・・・窓口、担当の方と進めていましたので、そのまま事務的に返していました。

上野) 忘れる・・・話になんない、話になんない (了)

上野政務官に疑惑、過去に片山氏、甘利氏にも



外国人労働者の在留資格取得を巡り、週刊文春が報じた上野宏史・厚生労働政務官（自民）の「口利き」疑惑。政治家や秘書が官庁への口利きの見返りに金品を受け取る行為はあせん利得処罰法により禁じられている。にもかかわらず、「政治とカネ」を巡る問題がなくならないのはなぜなのか。

（植垣太郎）

あせん利得処罰法に限界

上野氏は昨年十月に厚労政務官に就任。安倍政権が掲げる外国人労働者の受け入れ拡大に関連し、外国人技能実習制度の運用弾力化に向けた検討会のトップも務める。

同誌によると、上野氏側は金錢を受け取ることを前提に、東京都内の人材派遣会社が在留資格の交付申請

をした外国人について法務省に問い合わせるなどしたとされる。事実関係を確認するため二十一日に衆議院議員会館の上野事務所に連絡すると、男性秘書が「報

道については本人が対応を検討しており、連絡を待つている状態」と回答した。

政治家らによる口利き疑惑が浮上するのは今回限りではない。昨年十月には、片山さつき地方創生担当相の秘書だった男

（故人）が受託収賄容疑で逮捕され、国民の批判が高まったことが背景にあった。

六月に中尾栄一・元建設相が二〇一五年、税制優遇がある「青色申告」を取り扱ったと同誌が報道。片山氏は本紙の取材に「口利きをしたことも、百万円を受け取ったこともない」と否定した。

一年にも、道路工事の補償を巡って都市再生機構

支援者に力誇示 政策通りやすく

今後も増加 「なくならず」ところがその後も一向に口利きはなくなる。全国市民オンブズマン連絡会議（名古屋市）の事務局長を務める新海聰弁護士は、「なくならないどころか今後も増えていく」との見方を示す。

都内の人材派遣会社が在留資格を申請した外国人について、上野氏側が法務省に問い合わせるなどし、見返りに金錢を求めたとしている。

（JR）ともめていた建設会社から甘利明経済再生担当相（当時）と秘書が計六百万円を受領していたことが発覚。甘利氏はJRへの口利きは否定したもの、秘書の監督責任を取るなどとして開僚を辞任した。

〇〇年十一月に成立したあせん利得処罰法は、口利き行為をなくすのが目的とした。從来の収賄罪やあせん収賄罪は職務権限がないと適用できず、立件のハードルが高かつた。同年六月に中尾栄一・元建設相（故人）が受託収賄容疑で逮捕され、国民の批判が高まったことが背景にあつた。

政治家らが一部の人間から口利きをして金を受け取る行為が報道されるのは限界があり、法医学が空文化化している」と唱える。「罰則がある」と指摘。あせん利得処罰法は歯止めにならないといし、「政治家、官僚とも口利きを懲戒する。罰則があるても禁止されない」として、政治家は、金や票につながる依頼を「口利きでやり押しし、官僚を動かすこと」で支援者に力を誇示できる。官僚も話を聞いておけば貸しがつづれ、重要な政策に反対されないと、メリットがある」と指摘。

上野政務官「口利き」疑惑

外国人労働者の在留資格取得をめぐり、週刊文春（電子版）は二十日、上野じだ。これによると、東京

都内の人材派遣会社が在留資格を申請した外国人について、上野氏側が法務省に問い合わせるなどし、見返りに金錢を求めたとしている。

上野氏は昨年十月に厚労政務官に就任。安倍政権が掲げる外国人労働者の受け入れ拡大に関し、外国人技能実習制度の運用弾力化に向けた検討会のトップを務めている。

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

(公職者あっせん利得)

第一条 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長（以下「公職にある者」という。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政手の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、三年以下の懲役に処する。

2 公職にある者が、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときも、前項と同様とする。

(議員秘書あっせん利得)

第二条 衆議院議員又は参議院議員の秘書（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するものをいう。以下同じ。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政手の処分に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、二年以下の懲役に処する。

2 衆議院議員又は参議院議員の秘書が、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときも、前項と同様とする。

(没収及び追徴)

第三条 前二条の場合において、犯人が收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(利益供与)

第四条 第一条又は第二条の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第五条 第一条及び第二条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(適用上の注意)

第六条 この法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不当に妨げることのないように留意しなければならない。

平成 31 年 3 月 19 日
一部改正 平成 31 年 4 月 9 日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第 1 条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に規定する技能実習計画について、業界団体及び地域等から要望を聴取し、その円滑化の検討を行い、より実効的な技能実習が可能となる改善を図るために、「技能実習の職種のあり方に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 検討チームは、主査、副主査及び構成員をもって構成する。
2 主査は、上野宏史厚生労働大臣政務官とする。
3 副主査は、人材開発統括官をもって充てる。
4 構成員は、別紙の職にある者をもって充てる。ただし、主査が必要と認めるときは、構成員を追加することできる。
5 主査は、必要に応じ、検討チームに構成員以外の者の参加を求めることができる。

(庶務)

第 3 条 検討チームの庶務は、人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室において処理する。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

実習生の作業 計画外も検討

厚労省、業界から意見聴取

厚生労働省は19日、外
国人技能実習制度の柔軟化に向けた検討チームを

立ち上げ、初会合を開いた。実習生は計画で定めた作業以外に当たることに認められず、業界団体は認めた。しかし幅広い作業がでる意見が出ている。4月中にも制度の方向性を決める。初会合は非公開で開催。上野宏史厚生労働大臣政務官をトップに厚生労働省や法務省の職員でつくり、業界団体や都道府県などから意見を聞く。受け入れ企業は実習生

の工場などでは 1 人で複数の作業を行なう必要があり、実習生は計画で定められた作業以外に当たることに認められる。ただ中小企業ができない。ただ中小企業がないこともあります。農業の工場などでは 1 人で複数の作業を行なう必要があるほか、農業は冬場の作業以外もできるよう求められる意見がある。

しかし技能実習制度を巡っては、企業の違法残業や賃金未払いなどの法令違反も問題になってしまふ。制度を柔軟化すれば企業による悪質な適用が増える可能性もある。

【読売新聞朝刊 2019/3/20】

技能実習制度で 柔軟な運用検討

厚生労働省は19日、外
国人技能実習制度の運用の柔軟化について議論する検討チームを設置し、初会合を開いた。企業が技能実習生に幅広い作業を経験してもらえるよう、制度の見直しを視野に、4 月までに議論を取りまとめる。

現行の制度では、技能実習生の習得対象となる作業は 144 種類に細分化されている一方、実習生が行っている作業は原則 2 種類までと定められている。